

第三十三回国会 社会労働委員会議録 第五号

昭和三十四年十一月十九日(木曜日)
午前十時五十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事 大石 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 八田 貞義君

理事 藤本 捨助君 理事 小林 進君

理事 五島 虎雄君 理事 滝井 義高君

理事 堤 ツルヨ君

池田 清志君 蔵内 修治君

齋藤 邦吉君 田邊 國男君

中村三之丞君 中山 マサ君

古川 丈吉君 柳谷清三郎君

山下 春江君 伊藤よし子君

大原 亨君 中村 英男君

八木 一男君 今村 等君

出席國務大臣

外務 大臣 藤山愛一郎君

通商産業大臣 池田 勇人君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長)

通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長)

通商産業事務官 榎詰 誠明君

(石炭局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

(職業安定局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 小島 慶三君

(石炭局炭政課長)

労働事務官 有馬 元治君

(職業安定局職 業訓練部長)

専門 員 川井 章知君

十一月十九日

委員田邊國男君辭任につき、その補欠として加藤常太郎君が議長の名で委員に選任された。

十一月十八日

原爆被害者救護に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第三八〇号)

同(星島二郎君紹介)(第三八一号)

戦没者遺族救護の特例措置に関する請願(山口好一君紹介)(第三八二号)

原爆被害者救護に関する請願(荒松清十郎君紹介)(第三八三号)

同(安倍晋太郎君紹介)(第三八四号)

同(池田清志君紹介)(第三八五号)

同(谷川和雄君紹介)(第三八六号)

同(清瀬一郎君紹介)(第三八七号)

同(蔵内修治君紹介)(第三八八号)

同(小島三三君紹介)(第三八九号)

同(小林清治君紹介)(第三九〇号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第三九一号)

同(重政誠之君紹介)(第三九二号)

同(高橋順一君紹介)(第三九三号)

同(高橋等君紹介)(第三九四号)

同(田中龍夫君紹介)(第三九五号)

同(辻寛一君紹介)(第三九六号)

同(富田健治君紹介)(第三九七号)

同(中井一夫君紹介)(第三九八号)

同(中川俊思君紹介)(第三九九号)

同(中村三之丞君紹介)(第四〇〇号)

同(中山マサ君紹介)(第四〇一号)

同(橋本正之君紹介)(第四〇二号)

同(八田貞義君紹介)(第四〇三号)

同(福永健司君紹介)(第四〇四号)

同(松本俊一君紹介)(第四〇五号)

同(内海安吉君紹介)(第四三七号)

同(島田宗一君紹介)(第四三八号)

同(内海清君紹介)(第四八一号)

同(佐々木良作君紹介)(第四八二号)

同(日野吉夫君紹介)(第四八三号)

同(堤ツルヨ君紹介)(第四八四号)

同(北山愛郎君紹介)(第五二八号)

同(山中吾郎君紹介)(第五二九号)

戦傷病者救護者遺族等救護法の一部改正に関する請願(高瀬傳君紹介)(第四三四号)

同(永山忠則君紹介)(第四三五号)

戦傷病者救護のための単独法制定に関する請願(永山忠則君紹介)(第四三六号)

同(武蔵野北部地区保健所誘致に関する請願(福田篤泰君外一名紹介)(第四三九号)

国立病院等に勤務する医師及び歯科医師の待遇改善に関する請願(池田清志君紹介)(第四七五号)

同(足鹿寛君紹介)(第五二七号)

同(田中武夫君紹介)(第五二七号)

水俣病対策の早期樹立に関する請願(大久保武雄君紹介)(第四七六号)

未帰還者留守家族等救護法による療養給付期間延長に関する請願(堤ツルヨ君外一名紹介)(第四七七号)

同(佐々木三三君紹介)(第五三〇号)

精神薄弱者対策に関する請願(松尾トシ子君紹介)(第四七八号)

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(松尾トシ子君紹介)(第四七九号)

同(神近市子君紹介)(第五七二号)

同(本島百合子君紹介)(第五七三三号)

業務外の災害によるせき腫損傷患者救護に関する請願(松尾トシ子君紹介)(第四八〇号)

同(本島百合子君紹介)(第五七四号)

戦傷病者の医療制度確立に関する請願(高瀬傳君紹介)(第五三二号)

未帰還者留守家族等救護法による療養給付期間延長等に関する請願(井手以誠君紹介)(第五七一号)

奄美群島地区の生活保護費国庫負担率引上げに関する請願(池田清志君紹介)(第五七五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

連合審査会開会申入れに関する件

炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出第三一号)

厚生関係の基本施策に関する件

○永山委員長 これより会議を開きます

この際お諮りいたします。炭鉱離職者臨時措置法案について、商工委員会

より連合審査会開会の申し入れがあります。これを受諾するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なおこの連合審査会は、来たる十一月二十六日木曜日午前十時半より開会いたします。

○永山委員長 この際、連合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたします。

ただいま農林水産委員会において調査中の水俣湾における漁業被害に関する問題について、農林水産委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員長 炭鉱離職者臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。齋藤邦吉君。

○齋藤委員 ただいま議題となっております炭鉱離職者臨時措置法案につきまして、若干の御質問を申し上げます。

現在の石炭鉱業の不況は、私が申し上げるまでもなく、景気変動の姿において現われておるのではなくして、いわゆる燃料革命と申しますか、固体燃

料から液体燃料へエネルギーの比重が非常に移ってきたということから発生した事柄でございます。これは日本ばかりじゃなく、イギリス、西ドイツ、諸外国全般の共通的な傾向だ、かように考えるわけでございます。そこで、こういうふうな燃料革命に伴いまして、石炭鉱業が深刻な不況に見舞われ、相当の離職者と申しますか失業者が現実に見われてきておる。特に北九州あるいは常磐、山口、佐賀、長崎、各方面に石炭鉱業の離職者が現に相当現われて、政府の何らかの対策を待っておる、こういう状況にあることは事実であります。と同時に、将来の問題といたしまして、真に燃料政策全般においてあるべき姿において石炭鉱業を保持するといいたしても、これが合理化再建のためには、何と申ししましても、ある程度の離職者、失業者というものが出てくるであらうということとを予想することも、これまた常識であり、世界の共通の姿であると思うのでございます。そうした中であって、今回政府が思い切ったこうした単独立法をお出しになったということは、非常に私はけっこうなことだと思います。こうした大きな問題について特別の臨時立法をもつて、あるいは従来なかったような緊急就労対策事業というふうな事業を新たに興す、あるいはまたさらに炭鉱離職者援護会というものを設ける、こういうふうにいいたしまして、臨時立法をお出しになったということにつきましては、政府の努力に對して私も深く敬意を表するものであります。が、この法案の内容についてもいろいろな明らかにしておきたい事項が多々ございますので、以下これからい

ろいろ御質問を申し上げてみたいと思
うのでございます。

そこでまず第一にお尋ねを申し上げたいことは、全般的に最近における石炭鉱業の不況に伴ひまして来年の三月ごろまでにどの程度の離職者が発生するであらうか、また現在どの程度の離職者が出ておるであらうか、あるいはまたこうした出ております離職者の中には、あるいは自分で職業につく者もあるでしょうが、政府の何らかの対策を必要とするそういう者の数はどの程度のものであるか、まずそういう事態の発生状況並びに対策を要する者の数、さらにまた大ざっぱに申し上げます、さらにまた大ざっぱに申し上げます、こういふふうな対策を要する離職者に対して政府はどういう構想でこれに臨もうとするのか、どういう考で方でこれらの離職者というものを救済しようとするのか、そういうふうな総合的な政策の概要と申しますか、構想をまず最初に承らせていただきたいと思ふ次第であります。

○赤澤政府委員　私も単に国会から見ているというだけでなくして、実は現在でも石炭に関連のある産業を営んでおつて、今日の石炭業界の実態というものをはかねて予見もいたしておりましたし、当然のことがきた、しかもただいま齋藤委員が言われました通りに、これは将来大きな希望が持てない非常に暗い運命だと私どもは考えております。国内に各職種から出ました失業者というものが相当な数に上っております。するけれども、私どもは特にこの石炭の離職者で現在滞留いたしております者、また新しく出ると予想されます人たちに對して特別の措置をしなければならぬと考えまして、この立法をした

次第でございます。数字はあとで安定局長の方から述べさせていただきますけれども、大体この秋の予備費でもって若干の手当をいたしますし、さらになお今後来年の三月末までに手当を必要とする約

二万一千名ばかりにつきまして、今回七億円ばかりの予算措置をいたしたわけでございます。この立法の骨子は、ただいま齋藤委員がおっしゃいました通りに、まずとりあえず緊急就労でこの人たちの職場というものを新しく作るということ、また広域に職業紹介いたします上においても、単に炭坑で石炭を掘っておったとかあるいは運搬

減少を示しております。特にその二万八千というものは中小炭鉱において著しく、中小炭鉱において約二万二千の減少というようになっているとおるわけであります。

今後の見通しでございますが、今年度におきましても年度内に、現在大手炭鉱の方ではいろいろな整理計画があるようでありますが、かりにこれが計画通りに実施されますと、本年度内だけでなく、今申し上げましたのを含めまして二万七千人程度の減少が見込まれるというような状況にあるわけでございます。

〔委員長退席、入田委員長代理着席〕

これを失業保険について特に六つの、主要産炭県について見ますと、三十二年度と三年度において失業保険の受給資格の決定を受けた者は約五万二千、本年度に入りまして、上期において二万一千、下期においても大体同程度の数字が見込まれる次第でございます。

従いまして、本年度内におきましてただいまお話のごさいました緊急対策を要すべき人がどの程度あるかということにつきましては、労働省におきまして主として筑豊を中心として実態調査をいたしました結果に基づきまして推定いたしますと、本年度内に緊急に対策を必要とするという数が二万一千をややこえるというようにことに推定をいたしましたわけでございます。政府といたしましては従来、本年の初め二月に石炭の離職者に対する対策についての閣議了解によりまして一応の方針を決定いたしました、それによりまして、本年度におきましては公共事業、失業対策事業等の集中的な施行により

ることにいたしました次第でございます。

○齋藤委員　ただいまお答えがあつたわけでございますが、今回の法案の対象として、相当の要退職者を対象として救済をしよう、こういうことがわかつたのでございますが、その失業者救済の対策としてやはり根本をなすものは、民間企業へできるだけ職業紹介する、あたりまえのことでありますが、これが第一の根本。第二の根本は、失対事業をみだりに興すというふうなことでなしに、国が相対膨大な金をもつて興しておるところの公共事業へ集中的に吸収する。これが私はやはり一番の根本の対策でなければなら

ぬと思つてございます。労働省においては、もう失業者が出れば緊急失対法によつて失業対策事業だ、こういうふうな安直な考えでなしに、あくまでも民間事業へ安定した職業を求めまして、就職をあっせんする、これが第一であり、第二には公共事業へ集中的にあつせんする、これが根本でなければならぬと思つてございますが、こういうふうな民間求人へ充足する、あるいは公共事業へ集中的に世話するといふようなことは、なかなかこれは口だけでは解決しない問題であります。特に安定所の窓口において、求人がくれば、それをただ黙って取り次ぐというだけでは済まぬ。あるいは公共事業へ集中的に世話するといつても、労働省では一生懸命やろうと思つても、各省ではなかなかそう労働省の言ひ分は聞かないのじゃないか、こういうふうには私はおそれるわけでございまして、特に公共事業については緊急失対法といふ、これはほんとうをいふと実によりつぱな法律でございまして、御承知のように労働大臣が失業者吸収率をきめて、そしてその吸収率に違反する事業主体その他については、労働大臣が是正命令を出し得るといふふうにまでしておるのでありますけれども、おそれる今日まで労働大臣は是正命令を出したことはないだらう。しかし現実にはとも地方のいろいろ公共事業のやり方を見ますと、労働大臣の示した吸収率といふものをほんとうに守つてゐるのは少ないのじゃないかと私はおそれるわけでございまして、こういう点についてはつとて総合的に、強力に政府はやるべきじゃないか、こういうふうには私は考へております。民間求人

問題については、幸いに石炭と造船を除いては、最近非常に好況を呈しております。もう少しこうした面について労働省は真剣な気持ちで、こういう職場に、炭鉱離職者とは申しませんが、一般の失業者を真剣にあつせんするといふ努力、これが一番望ましいことであると同時に、公共事業へ集中的に吸収するといふことについても、労働省だけが口先であつた、こうだと言ふのじゃないに、各省をよく納得させて、失業者といふものは各省からいわせれば能力が悪いのだ、能力が劣つてゐるのだとおそれる言ひでしよ、そういう中であつて、要するに労働問題を横断的に処理してゐるのは労働省だけなんですから、もう少し強力強く公共事業に法の定めるところによつて吸収させる、必要があつたらそういう命令を出す、そのくらいの勇氣を持つて失業者といふものを吸収しろ、こういうふうにあつてはいただきたいと思つてございまして、そういうふうな意味から申しまして、特に公共事業への集中的吸収の問題については、政府に労働大臣が機関があるやに聞いておられますが、この労働大臣でただわいといふと集まつて議論しておつたのでは、問題は解決しません。きょうは労働大臣がおられぬで、はなはだ残念であります。労働大臣が陣頭に立つて各省の公共事業、たとえは港湾、道路に、吸収率の通りに使わなければいけませんといふことを、一つ閣議において主張し、それを通すといふふうな主眼を張つていただきたいと思つてゐる。労働大臣におきませんから、政務次官からよくお伝え願つておきたいと思ひます。そういうわけでは、公共事業への集中的吸収と、口で

はもつともらしいことを言ひまして、これは容易なことではない。そこでこれを吸収させるような機構をはつきり作つて、労働大臣といふより、事務屋ばかり集めて張りつゝばかりしていても解決しませんから、これは一つ機構も十分に整備し、同時にまた内閣としても、この失業者といふもの、こういうふうな労働力の総合活用といふことについて、強力な統一的意思といふものを確立することが先決ではないか、かゝる私は思つておるわけでございまして。そういう意味において、大臣はおられますが、一つ政務次官としてのお覚悟のほどを承つて、よく労働大臣にお伝えをいただくように、強くお願いをいたしておく次第でござい

守られておるかどうかということに綿密に調査をしてみたいと思ひます。これを皮切りにいたしまして、この問題を根本的に再検討したい、こういうふうな考へております。

それから最初に申されましたが、民間企業への吸収が第一であるとおつしやいました。これももつともでありまして、いかに広域職業紹介とか、役人が窓口であつて失業者をとりよつて、そして効果が上がらぬわけでありまして、日経連の幹部にも呼びかけて、そして将来相当発生を予想される、特に炭鉱から出てくる失業者諸君を積極的に職場で吸収していただくように、日本の産業は、唯一の工業燃料資源といわれる石炭をもととして発展したわけでありまして、そういうことにもよく意をいたして、自発的に吸収するといふ計画を立ててくれという要請もいたしました。ところが先般いろいろ議論の結果、新聞でござんになりましたように、約三万数千名を吸収する計画は、私はそのものをまだ十分確かめてはおきませんけれども、受け入れ側でも今度ばかり本気になつてきてもおきません、私ども役所といたしましては、こつともでありまして、そういう方針で事務を進めつつあります。

○斎藤委員 ただいま政務次官から御答弁をいただいたわけでございます。ほんとうに失業問題といふのは内閣をあげての問題だ、一労働省の問題ではない、こういうふうな考へ方から、ただいま政務次官の強い御決意のほども承つたのでありますが、さらに一そう強い覚悟を持つてこの失業問題の

解決に当たつていただくことを特に要望をいたしておきたいと思ひます。

それから次に総合的な問題としてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。これは多少純法律的な質問になつて恐縮かもしれませんが、炭鉱離職者臨時措置法といふ、炭鉱を離職した労働者、失業者のみにつての特例立法をする、これがこの法律の根本の内容をなすものでありますが、私が申し上げるまでもなく、失業者といふものには色がついておるわけでもない、炭鉱からやめようが、鉱山からやめようが工場からやめようが、色はついていない。御承知のように日本の憲法には、法のもとにすべて国民は平等である、こういう規定もある。ところが炭鉱離職者臨時措置法案なるものは、炭鉱をやめたという前職に着目して、その者だけについて特別の事業を興し、援護会を設ける、こういうことになつておるようでございまして、私は憲法に違反するものでも何でもないと思ひますけれども、とかく世間には説をなす者があつて、その辺をはつきりしておく必要があるのではないかと、はなはだ法律的事でございしますが、一つはつきりお答えをいたしたいと思ひ次第であります。

○田村政府委員 今度、石炭離職者について特別な措置を講ずることとしたのでございまして。お話の通り炭鉱離職者のみならず、他の一般の離職者についても、失業といふ事態は同じではないかといふ御意見は当然あらうかと思ひます。ただ今回特にこの

特別の措置を講じたのは、炭鉱離職者の特殊性、加えて申し上げますと、第一は、今回の離職というものが、構造的なものと申しますか、単なる不況というよりも、一つのエネルギー革命によって、そういうものに根ざしておるということでございますが、炭鉱の労働者というものが、一つには地理的な条件で、一つの地域に多数集中しておるといふ現実の状態にございます。それからさらにその地域において、日本の状況から言いますと、炭鉱地帯というものはほとんど炭鉱自体に依存しておるといふような形でございますので、そうした非常に就職のしにくい、新たな離職者の就職がしにくいというような事情も一方にはあるわけでございます。同時にまた、炭鉱の労働者というものが、長いこと地下労働という特殊な条件の仕事に働いておる関係上、ほかのあるいは駐留軍離職者その他と比べてみました場合に、生活の実態から申しましても、それからその労働の実態からいたしましても、他の仕事に転換することが、今回は一つの大きな転換の対策だと思ひますが、非常になじみにくいというような事情にござりますので、これを通常の場合と同様な措置をとって、職業紹介なりその他の措置を講ずるといふ場合におきましては、非常なハンディキャップを有するものであると言わざるを得ないのでございます。そういう意味合いにおきまして、できるだけ他の者と同じレベルのところまで引き上げて、あるいはそれだけの補いをつけてやることによって、この人たちの再就職を容易ならしめようという趣旨でこの特別措置を講じたのでござ

いますので、特にほかの者より何か特権的に有利な条件を付したというよりも、劣っておる条件を、ハンディキャップに補いをつけるというような意味合いにおきまして、再就職を容易ならしめる必要がある、こういう考え方からいたしまして、この特別措置を提案したわけでございます。

○齋藤委員 ただいまの百田政府委員の御答弁によりまして、炭鉱離職者についてだけ特権を与えたわけではないのだという趣旨がよくわかったのでござります。すなわち、現にある特定の地域に多くの失業者が出て、失業の度合いも非常に深刻になり、再就職の困難性はさらに一そう困難になる、そういうふうな状態において、いわゆる就職戦線におけるハンディキャップを取り返すことによって平等化していくんだ、こういう解釈でございまして、またことに私もつとめにお答えだと思ひます。すなわち、就職戦線におけるスタートのハンディキャップを是正することによって、法のもとにおける平等を確保するという精神に出るということであらば、これは当然やらねばならぬ問題であり、憲法上の疑義もない、こういうことになるのでございまして、まことにけっこうな話だと思ひます。

そこで、そういう考えから一つ出て参りましたのが、この炭鉱離職者緊急就労対策事業という非常にむずかしい長い名前でございますが、こういう事業になったのだと思ひます。すなわち、失業者がいくとたくさんおるところの北九州その他において、一般失対事業で救おうと思つても、炭鉱離職者の労働能力、そういったふうな面、あるいは一

般失対事業を施行することの困難さ、そういうようなことからいたしまして、こういう特殊な事業を興すということになったのだと思ひます。一方が、私はこういうふうな方向に――向としては、むしろこれは炭鉱離職者についてだけの特別な事業であります、こういう方面の事業に、将来私は一般失対事業といふものは持つていくようにしたらいのじゃないか、こういうふうにも考えておりますので、こういう面については、この炭鉱離職者のハンディキャップを補う意味においてできたこの緊急就労対策事業、これがむしろ一般失対事業の将来の発展の方向を私は指向するものではないかと思ひます。また後ほどお尋ねをいたしてみたいと思ひます。

そこで、大体総論的なことはこの程度にいたしまして、今度は各論的にいろいろ問題の点を明らかにしていただきたいと思ひます。

まず第一に、この第三条の職業紹介の計画といたしまして、他の職業につくことを促進するための職業紹介に關する計画といたしまして、策定して、できるだけ他の地域にあつせんし、この計画の内容といたしまして、どういふふうな内容を労働大臣はきめられるのか、その内容についてお示しをいたしたいと思ひます。

○百田政府委員 この第三条におきましては、その前段にござりますように、いかなる地域についてこういう職業紹介の計画を樹立するかということにつきましては、その場合

に、たとえば筑豊地区なら筑豊地区、常磐地区なら常磐地区は、その意味においては非常に就職が困難だ。従つて、他産業または他地域の職業につかなければならぬというふうな場合におきまして、具体的に筑豊なら筑豊、常磐なら常磐という地区において、第一といったしましては、その地区において他地域に転出して就職することができる炭鉱離職者の見込み数を把握せしめる。それからどこにそれを転出せしめるか、これは需要地域における労働市場の状況等がござりますので、主要労働需要地域における炭鉱離職者の受け入れ可能数並びに受け入れの計画というものが一つの問題になります。その場合におきまして、そうした対象となるところの炭鉱離職者の状況に應じて、その職業訓練の計画、職業訓練を実施する予定数、それによりましてどの程度職業紹介を実施するかといったようなことを、あらかじめ具体的な地域につきまして、需要地区並びに離職者あつせん地区において、以上のような事項を内容としたものを作つていく、こういうふうな現在のところ考えております。

○齋藤委員 ただいまの計画であります、私はこれを讀みますと、もつと積極的な計画を、勇気を持ってお作りなつていただきたい、こう思ひます。というものは、私は総論的に申し上げたのですが、他の地域における公共事業その他――何も地元ばかりとは限りませんが、公共事業への集中的吸収という言葉をござります、よその地域にどういふ公共事業があるか、その公共事業にどんな持っていくのだ、こういうことをきめるということが私はやはり大事だと思ひます。職業紹介

と、何か非常に事務的な言葉になつておりますが、職業紹介になる前提である職場というものをばっちり確保することが大事なんです、どここの道路の事業に持つていくのだ。それで、どここの道路に持つていくのには家が足りぬ、こういうのなら、援護会が飯場を作る、こういうべきものであつて、あまりそういう事務的じゃなくて、安定局長はほんとうに労働大臣以上になつたようないふもりで、各省の事業をがっちり握つて、道路なり港湾なり――あるいは緊急失対事業には適用がないかもしれないけれども、道路、港湾、有料道路でもけっこうです、あるいは鉄道の新線建設というところで、あるいは公共事業であらうと、あるいは公団のような準公共事業であらうと、あるいは政府の財政投融資であらうと、あるいは事業計画全部をひっくりかえした計画というものが、職業安定法の基本に基づいていふ労働力活用計画と表裏一体の具体的な計画としてここに生み出す。こうでなければ、第三条といふものは生きてこないという感じがいたします。そういう意味において公共事業の計画、具体的な職場の計画あるいは有料道路のようないふ公共事業あるいは財政投融資あるいは新線建設のようないふ仕事に従事さす、そういう具体的な計画を作つて、そこでそれを筑豊から持つていくには家をどうするんだ、こうなつていかなければならぬ。そこでこういう計画こそは労働大臣のなすべき最も重要な計画でありますから、あまり事務的な安定所の窓口の職業紹介くらいに考えないでやつていただくことが必要だと思ひ

ますから、もう一回その点をばつきり
さしていただきたいと思ひます。

○百田政府委員 今お話しになったこ
とは、実は前提として当然のことである
と考えておたわけですが、先ほど労働
対連はいかにも事務的であるというお
話のごさいますけれども、私も、政府
全体としてこうした場合における総合
的な労働の調整計画というものが前提
となるべきものだと思ひます。従いま
して、労働省といたしましては、今お話
のような工合に、たとえば電源開発
工事についても、あるいは新線建設に
ついて、あるいは災害復旧工事につ
いて、どの程度配置と申しますか、そ
こに就労せしめるという計画を作るこ
とは当然であると考えておるわけでご
さいます。

○齋藤委員 先ほど私も総括的にそう
いうふうに申し上げましたが、雇用問
題というのは各省を通ずる横断的な仕
事、労働省と何と、ということじゃな
しに、政府の仕事ですから、そのつも
りで一つやつていただきたい、こうい
うことをお願いいたしておきます。

次に、炭鉱離職者緊急就労対策事業
について二、三お尋ねを申し上げてお
きたいと思ひますが、これと緊急失
業対策法との関係についていろいろお
尋ねをしてみたい。緊急失業対策法
は、失業者発生の場合の諸般の失業対
策についての措置を規定した一般基本
法であります。そこで、この基本法と
炭鉱離職者緊急就労対策事業というも
のはどういふ関係があるか。この緊急
就労対策事業というものは、一般失対
法でいうならば失対事業の範疇に属す
べきものなのか、公共事業に属すべき
ものなのか、あるいはそれとは別に、特別

立法として炭鉱離職者のみを対象とし
た失業救済事業として、労働省の所
管の権限として持つておる失業救済と
いう、そういう概念の一環として、緊
急失対法外の特別の事業として規定し
たものなのかどうか、その辺を一つ明
らかにしていただきたいと思ひます。

○百田政府委員 この法律上の性格か
らいえば、これは緊急失対法による失
対事業でもなければ公共事業でもな
い、特別の事業であると言わざるを得
ないのでございます。実際の問題とい
ひまして、私は先ほど先生から御指
摘がございましたように、こうした事
業こそが本来の緊急失対法の目的で
なかつたかというふうに実は考えてお
るわけにございます。しかしながら、
現在の一般失対事業について見ます場
合、または公共事業について見ます場
合に、現実の問題として、まず第一に
失業者をできるだけ公共事業等に吸収
していく、そのためには吸収率の定め
がある。従つてできるだけそれに吸収
していく、それでもどうしても吸収で
きない、民間あるいは公共事業等に吸
収できない者について、その失業期間、
暫定的に一般失対事業に吸収するの
が緊急失対法の建前であり、その点に
関する限り炭鉱離職者の場合におい
ても同様なことと言へると思ひますけ
れども、現実の問題をいたしまして公
共事業、鉱害復旧事業、いろいろ適当
な事業がございまして、それぞれ失業
者を吸収するための目的と同時に、建
設効果の追求という要請もございま
す。あるいは実施地域の関係もござい
ます。実施時期の関係もございま
す。そういうことからして、おのずから
公共事業のみをもつてしては炭鉱離職

者の吸収に十分である。一方また、
一般失対事業について考えました場合
に、これは現状から見まして、あらゆ
る種類の前歴の異なる失業者が安定
所に出て参り、これを対象にいたしま
して現在のようない失対事業をやつて
いる。われわれとしましては、先ほど申
しましたように炭鉱離職者の一つの転
業対策、転換の対策というより建前
から、できるだけ労働力を保全し、同
時にそれぞれ同質的な能力を持つてい
る人たを、単に一般失対事業に吸収し
ていく、いろいろな前歴を持った人た
ちと一緒に吸収していくということ
は、そういう目的からいっても十分に
のじゃないか。かつまた、炭鉱離職者
の発生地域というものはある特定の地
域に集中しているというふうな関係が
あったとして、特別なことした炭鉱
離職者のみを吸収する緊急就労対策事
業というものを、今申し上げたような
観点から特別に設置した次第でござい
ます。従つて法律上は一般失対でもな
く、公共事業でもないということにな
るかもしれませんが、今後の方向とし
まして、できれば第一には公共事業に
吸収していききたい、それでやむを得
ない者については一般失対に持つていか
ないで、特別に集中的にその均一の労働
力を保全するためにこうした特別の
事業を興したい、こういうふうな考え
でこの緊急就労対策事業というものを
提案した次第でございます。

○齋藤委員 大体今お話がありました
が、要するにこの緊急就労対策事業と
いうものは失対法による一般失対では
ない、よくわかりました。そこでこうい
うことを興した理由も、現在の失対事
業の予算あるいは施行上のいろいろな
問題があつて、能率の高い炭鉱労働者
を吸収するには適当でないから、失業
救済的な意味でこういう事業を興した
のだ、こういうことであらうと思ひま
す。にその点はけつこうだと思ひます。将
来はこういう方面の範囲も拡張して、今
の一般失対事業は能率が上がらぬと非
常に不評をこうむつておられますから、
こういふふうな予算上、施行上の改善
も加えて、緊急失対法の失対事業も改
善していただくようにお願いしておき
たいと思ひます。

なお、この緊急就労対策事業につ
いては請負を認める、国あるいは地方公
共団体が直接やつてもいいでしょうけ
れども、請負を認める趣旨である、こ
ういふふうな考えをしております。また賃
金等についても、雇われます業者との
契約によつてきまらるべきものであつ
て、緊急失対法のような労働大臣が定
めるという性質のものでもないと思ひ
ますが、その点もはつきりとお答えを
願つておきます。

○百田政府委員 今お話しした通り、この
緊急就労事業につきましても、地方公
共団体が直営することになっては、わ
けでございませぬ。もちろん請負を認
めることになっております。さらに賃
金につきましても、そういう関係で事
業の施行主体、それから労働者との間
においてきめらるべきもので、労働大
臣がこれを幾らということをきめる
というこはいたさないわけでありま
す。

○齋藤委員 今までのお答えによつて
大体わかつて参りましたけれども、炭
鉱離職者については緊急就労対策事業

のみによつて救うというのではない、
一般失対事業もあると私は思ふ。炭鉱
離職者のうちの能率の低い者について
は当然一般失対事業もある、こうい
ふに考えるのであります。その点
はどうなんですか。やはりそうい
うふうに考えていいのでしょいか。

○百田政府委員 炭鉱離職者の中にも
いろいろの人がございますし、あるい
は相当労働能力の低下した層の人もお
られるわけでありま。そういう関係
からいまして、やはり緊急就労対
策事業がある程度負担しておりますけ
れども、それに適格でない人につま
しては一般失対事業の対象として考
えざるを得ない、こういふことであり
ます。

○齋藤委員 先ほど来のお話によつて
わかりました。すなわち炭鉱離職者
に対して転業的な意味において、暫定的
とはいひながらこういふ事業を興す、
こういふことでありますから、従つて
賃金については労働大臣が定めるとい
うこともないでよろ。請負業者との
間の話し合いによつてきまる、こうい
うことでもございませぬ。従つて暮
れになりますと全日労働組合の諸
君が年末手当よこせ、お盆手当よこせ
というこになります。お盆手当よこせ
とはもちろん適用がない、それは業者
との話し合いですから、ないというこ
とになると思ひますが、その点もはつ
きりさしていただきたいと思ひます。

○百田政府委員 その点は今お話し
の通り、たとえば公共事業等に就労す
る者の場合と同様でございます。
○齋藤委員 そこでなおこの機会に、
一般失対事業にも行くというこでも
ありますから、ただ一点だけ私簡単に

お答えを願っておきたい問題があるの
ですが、最近失業対策事業に従事して
おる労働者が、賃上げ要求を各市町村
においてやっておられます。どうい
う指令が出てどうやっておるのか、組合の
ことは私知りませんが、やっておりま
す。各市町村とも実問題として困り
抜いておられます。(安いからだ、食
ぬからだ。)と呼ぶ者あり)安い、高い
は別として、労働大臣が賃金を定める
ということになっておる。そこで市町
村長は何ほそういう陳情を聞いたつて
できないのです。ところが弱い市町
村長—全国、数が多いのですから、
頭の弱い方もおられますから、多
少賃上げ要求の圧力に屈服いたしまし
て、権限外の賃上げを認めるかのご
き態度をとる者があるやに承つてお
る。こういう問題については私が申し
上げるまでもなく、労働大臣が失対
労働者の賃金をきめると法律に書いてあ
る。必要があつたら上げた方がいいの
です。必要がなかつたら上げないが
いいのです。その点をはつきりと私はさ
しておくことが必要だと思つておる。全
国の市町村長に対して安定局長は一体
どういふ指導をされておるのか、この
辺ははつきりしておいた方がいいと思
いますよ。ほんとうに全国の市町村長
は弱り抜いておられます。労働大臣がき
める。必要がなかつたら上げなくて
いいです。必要があつたら上げたらい
い。御承知のようにPWの調査という
ものをやっている。おそらくこれがま
だ完了していないと思つておる。この
八月からやつておるのですから、おそ
らく基準局でも集計はまだできないと
思います。調査中だと思つておる。そ
で十二月中にはやらないならやらない

のだ、四月くらいを見当に来年度の予
算のときに考慮しているのだとか、何
とかしてやらぬことには、全国失対事
業において苦勞しておる市町村長は、
すわり込まれて実に苦勞してはいます
よ。いいとか悪いとかいうのではない。
そういう現実にある。そういうことに
対して労働大臣は一体指導しているの
か。まずその点だけ簡単にいいですか
ら、あまり長く言いますといろいろなデ
リケートでしょうから、簡単に御答弁
願いたいと思つておる。

○百田政府委員 失対事業の賃金の問
題につきましては、現在昭和三十三年
十月一日に改定して今日に至つてお
るわけですが、その後の一般賃金水準の上
昇傾向等も考え合わせまして、労働省
といたしましては来年度からは何らか
これにつきまして賃金引き上げの措置
をとりたいというふうに考えて、現在
折衝中でございますが、その間におき
まして、現在自由労働者の組合におき
まして全国的に指令しまして、各一番末
端の市町村長に対して独自に賃金
を引き上げろという要求をいたして
おります。これにつきましては申し上げ
るまでもなく、われわれとしては賃金に
ついてそういうふうな考えで努力いた
しておるわけでございますが、現在の
法律におきましては改定になるまで、
要するに今お話しのように失業対策事
業の賃金額の決定は労働大臣が行なう
ということになっておるわけございま
す。従いまして地方公共団体におき
まして、賃金に関する限りそれを勝手
にきめる権限はないわけございまし
て、これは補助の条件にもなつてお
るわけでございますので、現在実際問題

として各地で非常にお困りになつて
いるようでございますが、そういう場合
につきましては、全部これは労働省が
きめるのであるから地方公共団体では
きめられない、だから交渉する場合に
は労働省に対してやるべきだというよ
うなことで、全国市町村に対しては私
どもはそういう態度を明らかにいたし
ております。

○齋藤委員 くだくは申しませんが、
来年度において賃金問題については、
善処するならばというのをやはり
はつきり安定局長が全国に指令され
たいと思つておる。実際全国の市町村長は
迷惑です。これは予算の問題もあ
り、調査もおそろく完了してないの
でしようから、調整はとつていない
とつていないならとつていないでけ
つうだから、安定局長は全国に、明
年度の予算において考慮しているの
を考慮している、結論は出ないのです
から、来年度において考慮しているな
ら考慮しているということと全国の市町
村長に徹底させる。これは当然の責務
ですからそういうふうにお願ひしたい
と思つておる。それ以上はお尋ねしな
いつもりであります。

次にこの法案に入りまして、職業訓
練でございますが、第五条第二項、
「政令で定めるところにより、その一
部を負担する」とおっしゃいますが、
どの程度の予算の補助率になります
か、それを一つお尋ねをいたしたい
と思つておる。

○百田政府委員 現在一般の負担率は
施設費、運営費ともに同一、二分の一
の負担率を運営費につきましては三分
の二にいたしたい。これは駐留軍離職者

に対してとつた措置と同様ございま
す。

○百田委員長代理 退席、委員長着
席

○齋藤委員 ところで、これはこまかい
ことをお尋ねして恐縮なんですけれど
も、一般職業訓練所は既存のものに併
設するものがあるのでしょうか、併設
するものだけについてそういうことに
なる、こういうことだと思つておる
かがござるか。

○百田政府委員 そういうことござ
います。

○齋藤委員 ところで、この職業訓
練については一般職業訓練所のほか
に、炭鉱離職者については失業保険特
別会計において別途総合職業訓練所的
なものを設けられるということをお尋
ねしておりますが、何カ所程度お尋ねに
なつておられるか、明らかにして
いただきたいと思つておる。

○百田政府委員 総合職業訓練所につ
きましては、特にこの石炭離職者対策
のために本年度の失業保険特別会計の
予備費において、二億円をもちまして
年度内に四カ所実習場その他の施設の
整備をはかりたいと思つて、現在考
えておりますのは北九州の職業訓練所、
福岡、山口、大阪、この四カ所につ
きまして訓練人員千人を対象として考
えております。

を一つ考えていただいて、慎重にや
つていただきたいと思います。こういう
例、大労働市場にこういうものを作る
というところは非常に珍しい構想で
ありますから、りつぱに成功するよう
に慎重な御努力をお願いいたしてお
きたいと思つておる。

なお次に今度は援護会でありま
す、この援護会の設置ということ
は、この法律におけるあたたい、大
きな政策の大宗をなすものでありま
して、政府がこういうことを思い切つ
ておやりになられたことは、まことに敬
意を表する次第でございますが、この
援護会のいろいろな事柄についてお尋
ねをいたしておきたいと思つておる。特
にこの援護会の業務の内容を私は具
体的に国民の前に明らかにしていただ
きたいと思つておる。一括して一つ明
らかにしていただきたいと思つておる
項目を申し上げます。

まず第一に、第二十三条の移住資金
であります。移住資金の内容はどの
程度の内容になるかということであり
ます。おそらく扶養家族数により、あ
るいは移転する距離にもよると思
います。移住資金の内容を一つはつき
りとお示しをいただきたい。

もう一点は、その移住資金に
関連いたしまして、「多数居住する地域から
その他の地域に移住する」という
のですが、この地域から地域という考
え方は、町村単位で考えるのか。町村
単位といつても、これはなかなかむ
ずかしいと思つておる。炭住が甲とい
う村にあって、炭鉱は乙の村にある。
こういうものに通つておる者もあり
ます。こういうものの移住資金はどう
いうことになるのか、あるいはそういう

あるとお考えになつておるのか。あるとするならば、なぜ鉾害復旧事業といふものはやれないのか、あるいは将来これはやらすつもりなのかどうか。これはもちろん通産省だけの職権ではできません。各市町村なり業界の方々の協力を得なければできないことでありますけれども、しかし通産省が、鉾害があつてこれはぜひやらなければならぬものといふことであれば、これは協力するでしょう。そういう意味において、この常磐地帯においてなぜ鉾害復旧事業

というものをやらないのか、これを將來どうされるお考えなのか、その点も一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○小島説明員 お答え申し上げます。

常磐地区には、これはちよつと古い調査でございますけれども、昭和三十年の調査によりますと、約五億四千万程度の被害があるというふうになっております。その後若干増加いたしてございまして、来年度におきまして再度調査をいたしまして被害量をはつきりさせたい、かように考えております。そこで常磐地区の被害につきましても、次第にならうと思ひますので、たゞいま御指摘のように、九州とか宇部とか、これは臨時石炭被害復旧法という法律がございまして、それによりまして被害復旧事業団というものがそれぞれの地区で作られておるわけでございまして、常磐につきましてもそういうものを作りまして、被害復旧を計画的に迅速に行なうという必要があると考えております。ただ事業団の設立の前提になりますことは、これは関係者——関係者と申しますのは、関係の市町村、それから関係の鉱業権者、それから関係のたしする被害者、この三者のグループが関係者でございまして、この関係者の協調とその同意ということがあります。さらに設立がむすかしゅうございまして、運営が計画的にいかないというおそれもございます。従いまして、さうな意味におきまして、われわれの石炭局といたしましては、機会のあるたびに鉱業権者、関係者との話し合いをいたしてあります。できるだけ早くそういう事業団を作つて、臨鉱法態勢で鉱

害復旧をやるうではないか、こういう話し合いをいたしてあります。そういうふうな事業団を作つた方がよいというふうな雰囲気もだんだん醸成されて参つたやうであります。さらに、今後われわれの方といたしまして、一段の努力をいたしまして、できるだけ早く常磐地区にも事業団を設立いたしまして、被害復旧に全力を注ぎたい、かように考えております。

○齋藤委員 非常にけつこうな通産省の御意見で、臨鉱法も時限立法でございまして、どうかさういふ方向でお進め願ひますならば、炭鉱離職者の失業救済の上から申しまして、被害の賠償という上から申しまして、非常に望ましいことではないかと思ひますので、ぜひお願いをいたしておきたいと思ひます。

なお援護会に対する寄付金の問題でございまして、先般新聞で見ますと、何か日経連が寄付をするというふうなことがちよつと出ましたけれども、そういう事実があるのでしょうか。それまたどういふふうにお考えになつておられるか、その点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 私も新聞で見ただけで、具体的な申し入れは承知いたしてありません。

○齋藤委員 三億とか一億とかは別といたしまして、日経連が産業界全部の問題として寄付しようという態度は、非常にけつこうなことだと思ひます。（「けつこうさい、けつこうさい」と呼ぶ者あり）ところで、けつこうさいという批判は別といたしまして、最後に、この法律は施行の日から五年以内に廃止するとありますが、五年といたした理由

は、どういふ理由でありますか、一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 爆発的に出てくる石炭離職者をできるだけ広域に就職させたい、その目的で緊急就労という別の柱を一つ立てまして、また訓練だとか、また別に援護等をいたすわけでありまして、これは恒久的に続けたいという考え方で立案したものであります。五年で終わるということではありません。はつきり申し上げられませんが、けれども、大体それ以内でこつちの該当の人たちはそれぞれ適職につきたいという目標を掲げたものであります。

○齋藤委員 炭鉱離職者臨時措置法案につきましましては、大体以上のような点をお尋ねしたわけでございまして、冒頭にも申しましたように、今回の石炭業界の不況というものは、ほんとうに景気変動ではなく、燃料革命の結果として現われておる問題であります。そして現中にある問題であります。政府はかつていくつものことは、政府だけの力ではとてできない、非常に重要な問題であるわけでございまして、労使それぞれ良識を持って、この燃料革命の客観的な事実を十分に認識して、その上に立つて、石炭業の合理化をはかると同時に、また出たお金の毒な離職者に対しては、あたたかい援護の手を政府が考える、こつちのうううに、政府、労使一体となつて、この問題の解決に当たるということが必要だと思ひます。そういう意味において、どうか政府におきましても、経営者の諸君に対しては、あくまでも自分自身の企業努力というものを一つ強く訴え、またこつちの出る離職者について

も、全産業全体の問題として、全面的な協力をするという態勢を強力に御指導いただきますと同時に、労働組合の諸君に対しても、この燃料革命の客観的な事実というものを、これを良識をもつてながめるという立場に立つて建設的な協力を求めるように御指導あらんことをお願いし、また政府においても、不幸にして出た失業者、離職者に対しては、あたたかい手を差し伸べまして、私の質問を終えさせていただきます。

○永山委員長 ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

○永山委員長 速記を始めて下さい。

滝井義高君

○滝井委員 炭鉱離職者臨時措置法案に関連して、こつちの法案を作らなければならなかつたその根本であるまづ石炭の問題について、通産大臣、労働大臣にお尋ねしてみたいと思ひます。それで、何か通産大臣は二時から三時くらいまでで終わるやうにいたしますが、きょうだけで終わらぬと思ひますので、もう一ぺん次会に来てもらうことにして、とりあえずおまな点だけをお尋ねしたいと思ひます。

御存じの通り、最近石炭の問題がずいぶんマス・コミに取り上げられて、まああらゆる新聞で石炭のことが書かれております。ラジオ、テレビ等でも「日本の素顔」という中に、やはりこのボタ山の苦悩を訴えるような企画もテレビなんかにも出ております。そういうふうに石炭問題が非常にマス・コミに取り上げられておるが、同時に、今

石炭産業に働いておる労働者自身もまたその石炭産業全体の問題を、やはり自分の首に結びつけて考え始めてきたという事です。今までこつちのことはありませんでした。それから日本の経営者の団体においてもこの程度の熱意があるか、これは一応参考人としてきてもらつて聞かなければなりません。が、まず客観的に見ると、相当積極的に、単なる石炭資本だけの問題としてでなくして、やはり全経営者の問題として取り上げるセスチュアを示しておるやうであります。さいせん齋藤委員からも、日経連の方で何か援護会に金を寄付するといふやうなことがあつたが、幾らくらいだろうかといふことで、さういふのは新聞で見たので、額ははつきりしませんがこつちの労働行政の答弁があるやうな事です。ここに日経連から出ているのを見ますと、石炭炭業離職者援護会の活動を強化するため、さしあたり一億円の援助供手を行ない云々、こつちの事です。自民党が安保改定のPRをするために三億円の金を出してくるという、その三億よりかは少ないやうな出さうといふ、一億円の金をとにかく出さうといふ、こつちの今までちよつと見えないやうな形が経営者全体に出てきているやうな事です。そこで、さういふやうな客観的な情勢の中で、この石炭の危機といふものは景気の循環には関係ないんだ、エネルギー革命だ、こつちのやつておるわけですか。これは今齋藤委員の質問でもエネルギー革命だとおつちやつておるんですが、通産大臣は今の日本の石炭危機といわれておるものを一体どういふ工合にござらな

なっているのか、石炭危機に対する大

臣の認識をまずお聞かせを願いたいと思ふのです。

○池田国務大臣 私は、今高原景気とか、また日本の経済の非常に上昇している姿の中に、世間でいってあります石炭が斜陽産業といふことから考えまして、何とかこれを一般産業並みに安定した、そして向上する産業に立て直さなければならぬという気持ちで進んでおるわけでございます。

○滝井委員 石炭を安定した、向上をする産業にやりたい、こういうことですが、そういう安定をした、向上する産業にする、その現実の石炭の危機というものを対してどういふ認識を持たれておるかという事なんです。たとえば政府とか石炭業者は、今齋藤君も言っておりますが、石炭が危機という事は、とにかく大量の首を切つて合理化をやつていくこと、これでなければ石炭はもうどうにもならぬのじゃという言ひ方をしておるわけなんです。そしてそれはエネルギー革命から来ておるんだ、こう言うけれども、一体今エネルギーの革命なんというものがほんとうに行なわれておるかどうかという事なんです。私は、原子力の平和利用が大々的に、世界的に行なわれるという事ならば、これはエネルギー革命といふことが来ておると思ふのです。ところが原子力の平和的利用、特に原子力によって電力を起すなんというけれども、これが実際に商業ベースに乗って行なわれるというのには、この前の電力会社の意見を商工委員会で聞いた——大臣もお聞きになっておりました、が、まず早くても十年、おそくて十五年だと言つておるんですね。そうすると今われわれは十年、十五年先の幻

影に驚いて、エネルギー革命だ、エネルギー革命だ、という感じがやつておるといふ感じがするんですよ。そういう点で実際に目前にあるものは、私はどうもエネルギー革命というふうなもので、石炭が危機に來ているといふことは考えられないのです。こういう点なんです。こういう点を一体どう大臣はお考えになつておるかといふことなんです。そういうことから危機だ危機だといつて、首を切らなければならぬ、首を切つて同時に合理化をしなければだめなんだ、こういう言ひ方をされておるのです。一体そういう場合にエネルギー革命、首切り、合理化とすぐ結びつくのか、この認識なんです。

○池田国務大臣 革命という言葉がどういふのかわかりませんけれども、エネルギー事情が日本のみならず世界的に非常に変わつてきたといふことは、滝井さんもお認めになると思ふ。たとえばエネルギーは年々ともどもにどんどんふえて参つておりますが、過去五年間の状況を見ますと、重油の方は八割余りも増加しておる、電気の方は五割前後増加しておる、石炭の方は四割、こういう消費の状況は、これは革命という言ひ方がいいか悪いかわかりませんが、よほど変わつてきておる。しこうして一カローリ当りの値段にいたしまして、石炭と重油との差が非常についてきております。また差がふえておる。こういうことを唱えて言つておるのではないのか。特にエネルギーの流体化、早い話がトンのボイラーを置くのに、重油をたぐボイラーだったら五百万円程度でできますが、石炭だと五割増しの七百五、六十万円かかる。こういうことになつてきますと、いわゆる

合理化に進んでいく経済界としては、燃料費も安いし、設備費も安いといふことになれば、これは革命という言ひ方がよいかわ悪いかわ、実情はこうなつておるのであります。よほど変わつてきた。しかも今見通しとしては、メリック関係はよほど違つてくるだろうし、重油もどんどんこれから下がつていく。ことに日本はガソリンと重油との関係におきまして、世界に比較しますと、ガソリンは非常に安くて重油は高い。これはどこから来るかといふこと、日本の石炭が外国の石炭より高いといふことで、原油から出た製品の価格差をつけておる。こういうことから考えますと、エネルギーの相場がよほど変わつてきておるし、くるのではないかと、いうことで、世間の人が革命といふ言葉で言つておるのではございませうまいか。

○滝井委員 大臣の言われる程度に、なるほど、たとえば一九五三年から一九五八年、この六カ年間をとつても、重油の生産は二・七倍になつておる。石炭は一割くらいしか伸びていない。こういうようなことも私もよくわかります。それから同時に、それは石炭だけじゃなくて、たとえば硫酸はこの六カ年間に一・三倍、尿素肥料は六倍に伸びておる。それから三輪トラックなどは、これは全く生産が六カ年間に停滞しておる。ところが小型四輪トラックあるいは乗用車というものは七倍から八倍程度に伸びておる。倍から八倍程度に伸びておる。綿糸などは伸び悩んだが、合成繊維は八倍に伸びておる。それから電気冷蔵庫のごときは五十五倍、テレビは九十九倍だ。こういうように市民生活をやる三種の神器、テレビと電気冷蔵庫と

電気洗たく機といわれるくらいに、こういうように非常に変わつてきておる。産業の様相、人間の好みと申しますか、そういう点でやはり私は変わつてきておることも認めます。それからもう一つ石炭について変わつてきておるものは、私は石炭の政治力も変わつてきておると思ふのです。たとえば一九二〇年に、当時の国鉄の總裁は後藤新平さんだったのですが、当時国鉄の石炭購入について、一等炭くらいの優秀なものを使つておつたらしいのです。ところが二等炭だ三等炭だといふ悪いものを石炭資本が入れてきた。そこで後藤新平さんは怒つて、これから石炭価格の合理化をやるのだという申し合はせをいたしました。ところが、明治の元勳の井上馨さん、当時これは三井鉱山の顧問でしたが、これに呼びつけられてべちゃんに怒られて、翌日それを撤回したといふエピソードがある。いわゆる日本の政治の中における石炭資本の発言力といふものは非常に強かつたけれども、最近石炭資本の発言力は弱つた。たとえば国会の中で石炭のことを知つておる議員といふものは、指を数えるくらいしかいません。商工委員会で石炭のことを知つておるのは、多賀谷真澄、滝井義高、伊藤卯四郎、それからそこにおられる今村さん、四、五人しかいない。あとの人は石炭のことを何も言わない、知らない。というのは、炭鉱といふものは僻地の九州とか北海道にあるといふことからかもしれません。それで石炭の政治力といふものは非常に後退をしてくておるといふことです。それからもう一つは、私たちが注意しなければならぬ点は、企業の内部における石炭

会社の社長の発言力が非常に弱くなつてきているという点、たとえば三井鉱山の栗木社長の姿を見ると——三池で出る石炭といふものを三池合成が使つて、そしてカーバイドができてきた、そのカーバイドを東洋高圧が使つて肥料を作つておつたが、最近はその石炭会社の三井鉱山の栗木さんの発言をもつてもやめさせることもできないし、かつて明治以来自分の得た金で築いた三井銀行が三井鉱山に金を貸さぬといふ、こういうゼスチュアが出てきた。私はこれをゼスチュアと言いたいのです。そしてその鉱山の社長の発言力が非常に弱いといふ、こういう形も出ております。それは私の地元においても、石炭の産地ですが、小学校が給食に重油を使い始めた。石炭よりも重油の方が安いのだといふことで、石炭を掘り出すすぐ隣の学校が重油を使い始めたといふ、こういう客観的な情勢は私も認めます。なるほど大臣が言われるように、エネルギーとしての重油といふものがどんどん伸びておるといふことも私は認めます。しかしそれは全産業が發展をして、それでその發展の中でエネルギーの使用率がだんだんふえていく、そういう中における重油の總体的な増加といふことではないかと思ふのです。その証拠には、大臣、それならば一体、各国のエネルギーの中における石炭の使用の比率といふものはどうなつておりますか、欧米諸国を一つ御説明願ひたいと思ふのです。

○通社政府委員 アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、西独、イタリアといふような大きな代表的な国について簡単に申し上げますと、石炭と石

油、大体この両方を申し上げたいと思っておりますが、アメリカにおきましては一九五〇年が石炭が三三、それが五七年には二七に減っております。一方石油は、四三・八から約五一にふえております。それからイギリスにおきましては、石炭は一九五〇年の八五から五七年の八〇、それから石油の方は一四から一八、それからドイツにつきましては石炭が七二から六七に下がり、油が五から一三・七に上がっております。フランスにおきましては石炭が大体六五が五七に下がり、石油の方は一九が二九に上るという格好になっております。

○滝井委員 大臣、今お聞きのとおりです。私が言いましたように、全産業の発展の中において、だんだんエネルギーの使用量がふえるという分については、これは相当に重油の優位性というものが出てきておる。しかし依然としてイギリスにおいても一九五〇年に八五のものが八〇と、これは五割しか下がっていないのです。これは絶対量で見ると必ずしもそうではない。パーセンテージではそうなるかもしれないけれども、絶対量では減っております。西ドイツの方は、これは褐炭を入れると九割くらいになる。それからソビエトを見てみますと、ソビエトはあれだけ大きな油の産出国ですよ。これが六割です。ところが、これが七七年計画が終わったあとで四割ちよつと上回る程度になるのです。ところがソビエトは、石炭はだめだといってない。どんどん増産をして、石炭の新しい用途を開いていっております。こう見えますと、イギリスそれから西ドイツ、フランス——た

だアメリカとカナダだけが三〇％程度です。他のヨーロッパの諸国というものはそういう状態ではない。こういうことが今はつきりしてきたわけですね。そうしますと、こういう状態がはつきりしておる中で、なぜ日本だけがエネルギー革命だ、革命だといつて、ヨーロッパのイギリス、西ドイツ、フランスよりか後進国の日本がなぜそんなにあわてなければならぬかという点なんですね。この点、どうして私は納得いかないのです。今の大臣の御説明でも、世の中の人々がエネルギー革命だといつておるの、そういうことだろう、こういうお話ですけれども、そういう点ではどうも納得いかないのです。

そこでもう少し私は大臣にお尋ねをしたいのは、今までの日本の石炭産業の危機の問題についてわれわれが考える場合には、やはり日本の資本主義がずっと石炭をたくさん使つておつて、そして今に至るまでの一応発展の経過というものをやはり考えてみる必要があると思ふのです。そういう意味では、日本の資本主義のもとにおける日本の炭鉱というものの状態を見ると、これは御承知のように資本主義的な現在の水準に炭鉱というものは達していない。しかも炭鉱が独占をされておる。しかも休眠炭鉱というものは三井とか三菱というものが持つて、そして封鎖しておる。明治のときにだれかが行つて旗を立てて、ここはおれの炭鉱だといったものが、国民のものである炭鉱が依然として独占されて眠つておる。こういう矛盾もあるわけでありまして、さらにそこに働いておる労働者は低賃金、最近ガット三十五条の関係

で、日本は低賃金でないということを政府はこのごろの新聞で発表しておりますが、しかしこれはまたこれで論議するとして、炭鉱は低賃金、しかも資本主義特有の寄生的な腐敗現象というものが日本の石炭産業に結びついておる。しかも労働者の生産性は機械化されておらないからなるほど低い。それで生産を上げる、能力を上げるといつても、日本の炭鉱には上げるだけのポテンシャル・エネルギーがない。こういう状態ですから、景気がよくなれば人を増加するし、景気が悪くなれば首を切る、そして景気がよくなつたときには石炭の価格というものを投機的にやつていく。だから電力会社は、今われわれが行つて聞きますと、とにかく石炭業者くらい信用にならないものはない、あの人たちから直接石炭を買いたいだけども、あの人たちから直接石炭を買つておつたのでは、ちよつと景気がよくなると持つてこない、だからわれわれは石炭を高いいけれども商社から買うということをして電力会社は言います。そういう場合に、石炭というものはその景気の変動によつて価格がばつとつり上げられるという投機的な要素というものを非常に持つておるといふことです。これが他の国に比べて異常な危機の状態というものの、社会的な危機だといふ、そういうことを生み出しておる第一の特徴だと私は思ふのです。

それから第二の特徴は、この点、私は大臣にどうしてもお尋ねをしておかなければならぬ点なんです、今保守党でも、日本経済の自立をはかるのだということをおっしゃつてきておるわけです。そうするとこの燃料問題とい

うものは、少なくとも保守党の政策として日本で自衛力を増強していくという政策をとるとするならば、これは戦略の意味においても、非常に大きな問題なんです。そうすると、昔の日本の帝国主義時代の日本の戦略態勢を燃料問題だけに限つてみても、国内には石油の資源というものは少ない。あつても非常に少ない。しかも石炭の生産というものは停滞しておる。そして、水力発電というものが若干ある。こういう状態で、軍事的な発展を日本がずっとはかつていったときに、燃料問題といふものが、軍事発展の、何と申しまわすか、重大なブレイキになっておつたわけなんです。だからこそ、その結果、われわれの先人といふものは——われわれの先人を外国人は帝国主義者と申しますが、そのわれわれの先人といふものは、まず無頼炭に目をつけた。さらに無頼炭で足らずに大同炭、開港炭と手を伸ばして、さらに仏領インドシナのボンゲー炭まで手を伸ばしていつておるのです。そしてそれが一つの侵略のコースをたどつていくということ

は、やっぱ燃料政策というものに結びついておつたと私は思ふのです。そして、それがさらに今度は油の方になると、人造石油を作つたり、あるいは戦争中は松根油というよりなものを作つたり、いろいろ作つてみました。しかしそんなものは問題にならなかつたので、今度はジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベスというよりなところまで野心を起し始めた。ところがそれは輸送計画でどうにもならなくなつたといふ、こういう問題があつたといふわけです。従つて私は、そういう先人の道をずっとたどつてみると、やは

りこれは国内炭を増産しなければならぬということに、究極的に追い込まれていったと思ふのです。そしてその結果、私もその当時炭鉱に働いておりましたが、慶尚南道や慶尚北道から朝鮮人の諸君を連れてきて、外国の労働者ではないけれども、とにかく植民地の労働者を無理やり連れてきて、そして石炭を掘らして、價格的にも補助金政策というものをとつて、昭和十五年だったと思ひますが、とにかく五千万トンの金字塔を打ち立てた。これは一大記録ですよ。ところが、今になって自立を叫んでおるところの日本の石炭業者なり政府といふものは、手の裏を返したようなことを言い始めておるのです。これは一体大臣は、やはりそういうふうに、もう石炭産業といふものは、エネルギー革命がきておるからどうにもならぬのだ、日本の燃料政策の見地からも、もう外国のものに依存してもやむを得ない、こういう見地に立たれて問題を処理されていくのか、それとも、われわれの先人がとつてきたような政策といふものを石炭政策にとつておるのか、この点の一つはつきりしてもらいたいと思ふのです。

○池田国務大臣 先人のとつてきた石炭政策、あるいは無頼炭とか開港炭、こういう政策は、私はやろうとは思ひません。国内の石炭資源を十分に活用していきたい。活用すると申しまして、やはりそこに経済性がなければならぬ。日本の石炭生産をできるだけ伸ばしていく、こうすることが、労働問題から申しましても、いわゆる雇用の問題から申しましても、外貨の問題から申し

まして、私は必要であると考えてお
ります。

○滝井委員 そうしますと、具体的に
は、大臣としてはどういふ方針をおと
りになるつもりなんですか。それは私
はどうしてそういう質問をするかと申
しますと、エネルギーの需給を明白に
した長期エネルギー政策というものを
昨年発表されました。大臣の前の高橋
さんのところですかね。そうして昭和五
十年には、石炭というものは七千二百
万トンが必要なんだという、こういう
ことになったわけですか。そして私は今
年の初めにも、うしろにおられる樋口
さんに、一体政府はこの政策というも
のはどうするのだ、財政投融資その他
の関係もあるが、どうするのだと言っ
たら、樋口さんは、それは財政投融資
というものはそのままだとていきま
す、ただその年度計画というものが幾
分先にずれていくだけでございまして
という答弁をされたのです。そうしま
す最近になってから、政府は長期エネ
ルギー政策、この前発表されたことに
ついては一言半句も語らなくなつてし
まったのです。語らなくなりました
けれども、その長期エネルギー政策を
見てみますと、昭和五十年には少なく
とも輸入燃料は五割くらいになるの
です。あのとき正確には四八%だつた
のです。そうすると今度の石炭合理化
がぐっと強行をされていくと、石油、そ
れからアメリカの原料炭というよりな
もの、豪州炭、それから天然ガス、そ
れらをかき集めて輸入燃料を見ます
と、輸入燃料は五割五分から五割六分
程度にはね上がっていくのです。そ
うしますとわが国の燃料、重要なエネ

ルギーというものの基礎は完全に外国
の燃料に依存する形態が出てくるので
す。私はここを言うのです。ことに
開採炭とか無煙炭を、まさか帝国主義
をやれと私は言っておるのではない。
ただわれわれの先人のとつた政策とい
うものは、そういうことをやってみた
が結局もとのもくろみに戻つてきた。
国内の増産をやらなければならぬとい
うもへ戻つてきたのですが、今言つ
ておるのは、今までのような帝国主義
ではなくて、日本のエネルギーが半數
以上も外国に依存しなければならぬと
いうことですか。従つて問題は二つに
おりました。長期エネルギー政策とい
うものはや放棄して、新しいエネル
ギー政策を作るといふことになるの
か、その場合に、今までのように半
分以上を外国に依存することになるの
かどうかという、この点をはっきりし
ていただければいいのです。ここから根
本の政策が出てくると思う。

○池田国務大臣 長期エネルギー計画
は、通産省においても再検討いたして
おります。企画庁においても再検討中
でございまして、従いましてある程度変
わると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、いつごろ
その再検討の結果は出て参るでしょう
か。

○池田国務大臣 企画庁の方では年度
内と言つておるようでございます。し
かしこの問題は所得倍増計画という
関連してありますので、いつまでの
分を作りますか、これが問題だと思ひ
ます。だからいついつまでにどれだけ
の分が、すなわち昭和五十年までの分

がいつできるか、あるいはもつと短期
間で早くできるか、いろいろな問題が
あると思ひますが、通産省におきま
しても検討いたしますし、また企画庁に
おいても検討していただきたいと思
つております。

○滝井委員 年度内ということとは十二
月までということなのか、それとも来
年三月までということなのか。

○池田国務大臣 年度内でございませ
んから三月まででございます。

○滝井委員 そうしますと、これはや
はり私は大へんなことになると思ひ
ます。その問題はちよつとあとに第二
段にするとしまして、そうすると、その
場合に大臣の腹がまえてとしては、今ま
での計画でいけば明らかに五割五、六分
のものが外国燃料に依存するといふ
ことになれば、少なくとも燃料部面にお
いては、日本の経済は従属形態をとる
という形になるわけですね。外国に押
えられるという形になるわけですね。し
かしそういうことでは私はやはり大へ
なことだと思ひます。今私は、世界のエ
ネルギーの、各国の使つてゐる状態の中
で、石炭がどの程度の位置を占めてお
るかというところをお聞きしたいが、そ
の中今樋口さんのお答えいただきました
した、イギリスにしても西ドイツにし
てもフランスにしても、そういう政策
をとつていないのです。自国のエネ
ルギーの半數以上を外国の燃料に依存
するといふ政策をとつていないでし
ょう。そういう点を一体どう大臣は心
がまえとしてお持ちになつてゐるか。

○池田国務大臣 できるだけ国内でま
かなえるものはまかなつていかなけれ
ばなりません。しかし経済性というも
のがありますから、やはり経済原則

に従つていかなければならないのであ
ります。しこらしてそういう二つの面
からいって、どういふ割合になるかと
いうことは、将来検討してみなければ
ば、今直ちにお答えできません。

○滝井委員 冷感な経済性のみを問題
にするといふことになれば、国内産業
がつぶれてしまふという矛盾が出てく
るわけですか。いつて経済性を全部無
視するといふことになれば、これは日
本でできた製品が外国へ売れない、こ
ういふ矛盾も出てくるので、そこらあ
たりの調整が政治だと思ひます。それ
はもうよくわかつておりますが、大臣
としては、現状の五割以上というよう
な、こういう実態を相当大幅に修正を
しなければならぬのではないかと思
ひます。

そこで、これは少し事務的にしま
すので、大臣がお答えにくければ、事
務当局でもかまいませんが、資本主義
諸国において、経済が均衡の発展を保
つためには、その一國の経済の生産に
おけるエネルギーというものは、一体
どの程度の割合を外国のエネルギーに
依存することが可能なのか、こういう
点の各国の状態がわかると思ひます
が、お調べになつておられますか、普
遍的に見てどの程度になるか、大臣で
よければ大臣から……。

○池田国務大臣 正確な数字は事務当
局が調べておりますので答えます
が、これは国の事情によることでは
ございまして、今、日本なんか幸いに水
力がある程度の重きを占めております
が、これは燃料資源の少ない国と、非
常にあり余る国と違ふのであります。
ただ問題は、できるだけ国内資源を活
用するといふことが経済の根本でござ

います。しかしそこに経済性とかみ
合はせもある。もし日本の経済がどん
どん伸びていったときに、五〇%をこ
えたらこれは非常に不健全な国であ
ると、すぐ断定はできないと思ひます。

○樋口政府委員 OEECで、昭和五
十年にどういふふうなエネルギーの構
造になるかといふことを二、三年前に
調べた資料がございまして、そのとき
は今のうちに石炭が非常に世界的に危
機だといふことを言われる前で、大
いに石炭は活用すべきであるというよ
うな見地から検討された数字でござい
ますが、それによりまして、ヨーロッパ
の諸国を傍見いたしました場合、石
炭は二十年間に九割伸びる、それに対
しまして輸入エネルギーは三倍にな
る、石炭が一九五五年を一〇〇とし
た場合に、一〇九%になるのに対して、
輸入エネルギーは三〇五%になるとい
う資料が一応OEECの方から発表に
なつております。これから、これは
昭和五十年でございまして、世界的
にやはり非常に新しい安い石油がど
んどん出てきたというふうなことが
ら、各国とも国産のエネルギーだけで
は不十分で、相当部分を輸入エネルギ
ーにたよらざるを得ないといふこと
で、いろいろ政策を立てておるとい
ふに考へております。

○滝井委員 石炭が九割伸びて、輸入
エネルギーが三倍になるといふこと
ですが、その場合の輸入エネルギーとい
うのは、主としてどういふもの
ですか。

○樋口政府委員 ほとんど大部分が油
でございまして。

○滝井委員 次に、現在問題になつ
ております石炭の問題は、大ざっぱに

言つて三つぐらいに分けることができると思ふのです。その一つは企業合理化をめぐる労働者と資本家との争いというものが出ております。それからもう一つは、そういう争いというものが非常に国民的な関心を呼んで、第二番目には根本的な石炭の対策確立の国民的な要望と申しますか、そういうのが非常に出ています。そして第三には、今の輸入エネルギー、特に競合燃料の油との利害対立というのが現実に非常に強く現われて参つたという、こういう三つの側面が現在の石炭のいわゆる危機といわれるものの中には含まれていふと思ふのです。そこでそれらを一つ一つこれから尋ねていくことになるのですが、これは時間の関係がありますので、そこらまでこまかくいくと大臣の時間の関係がありますから、まず大ざっぱなところを、それと少し切り離して尋ねてみたいと思ふのです。

まず第一に、先般出ました一昨年あたりの経済計画では、炭主油従の政策をとつていふわけですか。そうして昭和三十七年には六千四百万トンで、昭和五十年には七千二百万トンという強気の数字が出ておつたわけですか。これはその年度をいつまでにとるかというこゝとはいふれ検討しなければならぬ、こういうことで、三十三年度の五千二百万トンが五十年には七千二百万トンという非常に強気の数字が出ておりました。が、昨年の秋以来急激に情勢が変つたといふか、どこからともなくエネルギー革命だ、危機だといふことが言われて、これは世界的な傾向だといふことで、そういうことは言われなくなりまして、大臣は、炭主油従の政策といふものをずっと今後おとりに

なつていくのか、巷間には、たとえば脳村義太郎氏なんかのように、あの政策は間違ひなんだと言ふ人が出てきたんです。あれは間違ひだ、炭主油従政策というのとは間違ひだといふ人が出てきたんですよ。ところが一昨年あたりは経済計画では、少なくとも長期エネルギー政策としては、炭主油従の政策といふものが柱になつておつたと思ふのです。一体炭主油従の政策といふものを大臣はここで大幅に間違ひだとして修正されるのか、同時に脳村さんはいふことを言つておるのです。石炭は石油にかわるという認識に立つて十年、二十年の先を見通して、それ相應の政策を立てる政治家が日本にはいなかったんだ、これが間違ひのものでしたと言つておるのです。私は池田通産大臣は十年、二十年を見通した政治家であり、将来自民党の総裁としてやがて総理大臣になる方だと信頼しておりましたが、炭主油従の政策に対しては、どういふ見通しと心がまえをお持ちになつていられるか、これを一つお聞きしたい。

○池田通産大臣 先ほど来申し上げておりますがごとく、国内資源の開発という意味から申しまして、今のところはどちらかという、石炭が非常に弱いのですから、弱いものを助けていくという考え方に変わらざるを得ません。炭主油従と申しましても、どの程度炭主油といふことにつきましても、日本全体の経済の姿ももちろん頭に入れないければならぬ。石炭ばかりたくさん掘つて、日本の経済が物価高でどうにもこうにもならぬといふふうなことはいたしたくないと思ひますが、しかし根本におきましては、非常に条件の悪

い石炭をできるだけ条件をよくして、国内資源の高度の利用といふことを考へております。

○池井委員 炭主油従の政策といふのは、これは一つのキャッチフレーズとしては非常にわかりやすいのですが、これは数学みたような場合には、きちんと炭を七にして油を三にするというやうな場合にはなかなかいかぬと思ふのです。当然大臣の言われるやうに、経済全体を見てやらなければならぬが、やはりキャッチフレーズ、こういう言葉といふものは、案外その政策の实体といふものが大衆にもびちつとわかりやすいし、われわれもそういう政策をやるのだといふことになれば、なるほど、やはりある程度石炭の方に重点を置くんだなといふことは、気持ちとしてわかつてくるわけですね。従つて、その炭主油従といふ今までとつておつた政策といふものに、幾分の変更は加えるにしても、大体傾向としてはそういう方向になるのだ、そういう考へ方でいいんですか。

○池田通産大臣 大体先ほど来申し上げていふこととおわかりと思ひますが、石炭の産業につきましても、十分いふゆる合理化等、助成策をとつていきたいと思つております。

○池井委員 これからやりますと問題が多岐にわたつておつて長くなりまして、大臣も用があるそうですから、次回にもう一ぺんきていただきたいと思ひます。

○永山委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時五十一分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

発言の通告がありますのでこれを許します。大原幸君。

○大原委員 私はこれから外務大臣に對しまして、終戦以来十四年間で論争されなかつた、昭和二十年の八月六日、九日の広島と長崎の原爆の投下をめぐる国際法上の問題に對する日本政府の見解、こういうものについて逐次お尋ねをいたしたいと存じます。

御承知のように広島、長崎の原爆の被害といふのは、死者だけで見ましても三十万人であります。その後の、被爆による障害を受けまして、生きる不安におのいておる人がやはり三十万人おられます。御承知のようにこの被爆は千百度をこえる熱風と、それから爆発をいたしましたときの爆風、それともう一つは、その瞬間に中性子とかガンマ線とかいふ、いわゆる放射線です。もう一つはそれと一緒に残留放射能といふものが、生成物が他のいろいろな物質と化合いたしました、雨になりましたり、ちりになりましたりいたしまして、いろいろ大きな影響を及ぼしておるわけでありまして、そういうのがございまして、これは、私は逐次お尋ねいたしますけれども、戦時国際法からいいたしても、害敵手段について規制をいたしておりますヘーグの陸戦法規の二十二条「交戦者へ害敵手段ノ選択ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス」そういう規定等に私は違

反すると思ふ。こういう大量殺戮の非戦員に對する兵器でございまして、これは違反すると思ふのでございまして、けれども、これは今までも本格的に論争されなかつた問題ですが、これに對する外務大臣としての御見解を一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤山外務大臣 この点に關しましては条約局長より一応御答弁いたさせます。

○高橋(通)政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の点でございしますが、もちろん原爆は強力な兵器でございまして、これはしかし何れ新しい非常な強力な兵器でございまして、当時このやうな武器なるものはほとんど予想していたところではないと考へておる次第でございまして、従ひまして厳格な法律論、厳格な国際法上の実定法論からいへば、これは国際法に違反するのだといふふうに断定することは無理ではないか、このように考へております。

○大原委員 今申し上げました第二十二條、これは日本も加盟いたしておるわけでありまして、ヘーグ陸戦法規は調印をいたしております。この二十三條の五項で「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」を禁止いたしております。これはそういう実定法に違反するのではありますまいか。今までのいろいろな実定法、それ以外の実定法、それと類推適用いたしまして、新しい爆弾であるから、具体的にきめてないから国際法に違反しない、こういうことでなしに、国際法の人道の精神からいへば、これは違反するのではないですか。

○高橋(通)政府委員

ただいま御指摘のヘーグの二十二条に、無制限の害敵手段を許すものではない、また二十三条にもいろいろ「毒又は毒ヲ施シタル兵器」を使用してはならないというふうに規定いたしております。そのことは私も承知いたしております。ただ、ただいま申し上げましたように、新しい武器として非常に強力な武器が出現したわけでございます。これは一九〇七年当時のことを考えた条項でございまして、当時はこのような武器——当時の武器と申しますれば、もつと非常に退歩した武器であつたと考えておりますが、その当時の状況に照らして、このような条項ができ上つたというふうに考えております。従いまして厳密な国際法の実定法論から申しますと、これが違反するものと断定するわけにはいかないのではないか。それだからこそ現在におきまして御承知の通り国連で生産、製造、使用の禁止というふうな諸種の検討が行なわれておる、このように考えておる次第であります。

○大原委員

これは毒とかいうようにに抽象的に規定しておりますが、国際法の精神というものは、この放射能とか、それを含めまして、原爆は毒ではないのですか。人道の立場とか被害の大きさとか、そういう面から考えまして毒ではないのですか。

○高橋(通)政府委員

もちろん御指摘の通り人道上の立場で考えますれば、このような手段は使用すべきでないということは御指摘の通りでございます。

○大原委員 使用すべきでない、というふうに言われるのですが、世界で戦争中に原爆を受けた国は日本だけ

なんです。実際被爆しておるのだから。実験とかその他を含んで、今いろいろ使用禁止の問題はあるけれども、被爆しておるのは日本だけなんだから、ただ一つの被爆国として日本政府がこの問題に対する正当な見解を、被爆の実相を把握した上において表明するということは——これは私が逐次御質問申し上げるのは、その賠償責任、被爆者に対する援護という国の責任、こういう問題を逐次質問していくために言つておるので、決してアメリカを非難するために言つておるのではない。そういうことじゃないに聞いていただきたいのですが、唯一の被爆国として、日本の政府は当然人道上の問題から——今はやや前進した御答弁ですが、これも、これは国際法に違反する、こういうふうな、この点について明白な見解を表明されてもいいと思つておりますが、いかがですか。

○高橋(通)政府委員

私お答え申し上げます。純粋な法律論としてのお答えでございました。もちろん人道的な見地に立てば、このような手段というものは用いられるべきでないことは御指摘を待つまでもないことだと考えております。

○大原委員

きょうは厚生省の専門家がもう少しおくれるのですけれども、一九二五年五月にジュネーブの議定書で定めております特定兵器の禁止に関する規定があります。そこには今の毒という抽象的な表現以外に、毒ガス兵器及び細菌、化学兵器の禁止に関する議定書があります。そういったものと、今の毒ガスとか細菌、化学兵器と原爆というものと、どちらが被害が大きいのか、人道上也という点について

て明らかにする必要があると思つておる。そういうことが明らかになれば当然実定法にないからと、つても、抽象的な包括的な実定法はあるのですから、見解の表明はできると思つておる。これは今までのいろいろな毒ガスとか細菌兵器とは比較にならない大きなひどい障害を及ぼしているのだ。というのは、生物の細胞の中の核に放射線が作用するということがわかつてきたのであります。ことにビキニの放射能以来、非常に学者の研究が深まつて参りまして、それでそういうことを申しておるのです。そしてそれがいわゆる造血機能とか、心臓ですね、増殖機能、これは遺伝に関係しますね、そして組織細胞を、今のよう目に見えないけれども破壊しておる。そういうことで、あらゆる身体に大きな障害を起して、今日日本でも被爆者の援護について大きな政治問題になつてゐるけれども、その特定法を作る根拠に軍人軍属のワケがある、公務のワケがあるわけなんです。しかし、これは明らかに国際法に違反をした兵器であるから、毒ガス以上、毒といわれる以上、あるいは害敵手段については無制限にそれは許すものではないという実定法からいって、国際法に違反すると思つておるのです。私はあまり政治的にこの問題のワケを広げません、国の責任という面から逐次話を進めて参りますが、これは外務大臣からお答えをいただきたいのです。それはそういう実情を御了知のことと思つても、これははいわゆる国際法の実定法、慣習法からいって、類推解釈からいって

違反をしておると思つていますが、いかがでございますか。

○藤山国務大臣

国際法関係については、ただいま条約局長が申し上げた通りと思つておりますが、われわれとして、むしろ原爆が非常な大きな殺戮武器だといふようなことを主張しておりますし、それがどうなる影響も大きいのでありますから、従つて今日では原爆禁止という運動も起つておるわけでありまして、そこいらの関連において、今後の問題として考えていかなければならぬ問題の一つだと当然考えております。

○大原委員

それで、もう少し具体的に御答弁いただきたいのですが、広島、長崎で原爆を受けたのは、日本人がただ一つの被災国民なのです。だからこのことが、こういう被爆したことはこの国際法に違反するのだ、こういう点についてもう少し明確な、具体的な見解を一つ示していただきたい。条約局長のお話は、だいたい御答弁が進んでおるのですよ。

○藤山国務大臣

むしろこれらの問題が、今も私が申し上げましたように、非常な害を及ぼすところの大きな殺戮兵器である。従つて、今後これをどうして扱うかということにつきまして、むしろ日本としても明確な態度をもって国連その他にも主張をいたしておるわけでありまして、ただ、いわゆるヘーグのこの条約自体に対して違反しているかいないかという問題になりまして、今条約局長が御説明した通りだと思つております。なお、すでにも非常に年月がたつております。従つて、その間にやはりどういふ解釈が行なわれたかというような問題について

は、いま少し研究してみないと、私から直ちに答弁申し上げかねます。

○大原委員

もう少し具体的にお話しをしますと、今のヘーグの陸戦法規の第二十三条E項には、「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物」云々あるのです。広島、長崎に落ちた原爆というものが、そういう兵器、投射物に該当するのではないのですか。さらにそれに加へまして、やはりヘーグの陸戦法規の二十五条、いわゆる防衛せざる都市に対する無通告の爆撃ですね、あるいは空戦法規の二十四条に、軍事目標主義というのがあるわけなんです。そういう実定法があるわけなんです。これは今二十三条の点に上つて申上げましたけれども、そういう実定法に違反するのじゃないのですか。そういう兵器や投射物ではないのですか。あの原水爆の禁止を、国際的に藤山外相も主張されてゐると思つておるのです。そういう主張をしてゐる立場というものは、こういう具体的な広島、長崎の被災国として、これは違反してゐるのだというはつきりした見解に立つて主張なさることが、このことはほかの国の外務大臣と違ふのだから、最も力強く、最も人道的であると思つておるのです。これに対しては、被災者が三千万人も即死いたしました。それから三千万人もそれを受けて悩んでおります。先般も東京都内におきまして、道伝の影響があるというので、生後十二カ月の女の子を、お父さんが母親のふところからとつて、子供と一緒に心中をした。子供を殺して、自分も睡眠薬を飲んだという新聞があつたでせう。広島や長崎におきましては、原爆ノイローゼと

いうものがあつて、精神障害におきましても、半分以上は被爆に関係があるといわれている。結婚前の若い人の自殺、そういうことが多いのです。だからこういうことは、原爆といふことがなくとも、国際法の趣旨から、人道の上からいって、あるいは今までのこの規定の上からいって、国際法に抵触する兵器であり投射物であるといふに、外務省として、政府としての見解をおきめになつても、何も常識をはずれているとは言えない。私は政治的にそういうことを言っているのではない。そのことについて、外務大臣としてもう一回具体的な御答弁をいただきたい。

○藤山国務大臣 原爆の被害の重大さについては、御指摘がございましたように、われわれとしても、非常に大きな影響のあるもの、悲惨な影響を持つもの、また永久的な影響の与えられるものという、大原委員と同じ認識の上に立っているつもりであります。従いまして、御指摘の二十三条に書いてありますような条項の趣旨には、やはり該当するようにも考えられるわけでありませう。ただわれわれとして、今日までのこれらについての論争というものは、まだ十分聴取しておりません。従つて、そういう趣旨に該当するものではないかといふふうには考へておるといふことだけを申し上げておきます。

○大原委員 くだいようですが、毒ガスやいゆる毒、こういうふうには具体的にきめられておるもの、あるいは当時の陸戦法規や国際法の觀念から、「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物」、こう書いてあるという具体的な

もののより、より以上の被害を及ぼしているといふことについては、外務大臣はお認めになるわけですね、その被害についての認識は、なければ、私はいろいろ資料を提供いたしますが、その点はそれ以上の被害であるといふことについてはお認めになりますか。

○藤山国務大臣 私どもは今日まで、原爆による被害といふものが、毒物を使用するとか毒薬を使用するとか、あるいはダムダム弾でありますか、ああいう種類のもの以上の大きな被害を与えるといふことは、むろん承知いたすわけでございます。

○大原委員 だから原爆は、毒物あるいは国際法違反の「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物」、これ以上の非人道的な兵器である、こういうことを外務大臣はお認めになつたわけですが、そうすればこれは、それ以上のことについて私は追及いたしません、国際法に違反するでしよう。

○藤山国務大臣 この条文の趣旨「毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」——原爆の毒といふものが、今申し上げましたように、毒と解してもいふような人体に被害を与えておりますから、趣旨から申せば、あるいはそういうことに該当するようないふこともあり得るのではないか、こう考えます。

○大原委員 あり得るのではないかと申す、こう言われるのですが、それ以上の被害をお認めになつたわけですから、人道の立場から国際法はあるのですから、大量殺戮兵器の禁止とか、無防備の都市に対する爆撃禁止とか、そういう国際法の精神からいって、国際法に違反をしておると思ふが、これは少し広い範囲でお尋ねいたしますが、いかがですか。

○藤山国務大臣 国際法の精神には違反しているように思われます。

○大原委員 国際法の精神に違反をしていふ御答弁であります。これは今まで国会で論議されなかつたのが不思議だと思ふのですけれども、たび重ねて言いますように、被害国は日本だけですから、その点をはつきりしていただいたいと思ふのです。そういう立場で原水爆禁止を訴えてもらいたいし、被害者の救援してもらいたい、こういうふうには私は思いますが、大臣として御所見があれば、それについて御信念のほどをお伺いいたします。

○藤山国務大臣 お話のありましたように、私もどなたもいたしまして、今申し上げたような原爆の被害といふものは重要であつて、しかも戦時中原爆といふような大量殺戮兵器を用いることは、戦争そのものがなことを希望はいたしておりますけれども、やむを得ない場合にもそういう兵器を使用してはならぬという立場から、われわれは今日まで国連に対してもその他に対しても主張いたしております。また原爆実験等に対しても、平和利用以外については反対であることを主張しております。その点については信念として申し上げて差しつかえないと思ひます。

○大原委員 それでは、今外務大臣の方からそういう点につきまして御所見の表明があつたので、私は少し前に進みたいと思ひますが、そういうふうには考へて参りますか、つまり原爆の投下は国際法で禁止をいたしておる。毒ガス以上の、あるいは毒物以上の不必要な苦痛を与える、そういう兵器、投射物以上の兵器であることを認められ、そして国際法の精神に違反する、こういうことを外務大臣としては明らかにされたわけでありませう、そういう国際法に違反をする兵器の結果、原爆の結果被害を受けた人々を人道の立場から守つていくことは国際法の趣旨である、国際法の当事国は国と国とですけれども、しかしその趣旨といふものはそういう趣旨であると思ひます。そういう点について、その被害者の補償といふものはどういふふうにあるべきであるか、こういう点については条約局長からお伺いいたします。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、これは国際法的な見地から申しますと、そういうふうな非法な損害があるとするれば、一般的な問題としてその外国に要求するわけでございます。しかしながら、現在の平和条約におきましては、一切そういう戦争中の請求権といふのは日本は放棄せられておるのであります。従いまして、対外関係としてはそのようないふ請求をなすことはできない、こういうふうな状況でございます。

○大原委員 逐次法律関係は明らかになつて参りましたが、御承知のように平和条約の第十九条の(四)項にもございいますように、日本は戦争の結果生じたいろいろな損害に対してその損害賠償を放棄する、こういうふうな述べられてあります。そこでそういうふうな放棄をいたしましたも、御承知のように国際法は人道の立場からきまつておる。お互いみんなが守らうというのを約束いたしております。従つて日本の政府がへつぱり腰か、自主性があるかないかは別にいたしまして、それらを含

んで、放棄いたしましたことによつて人道的に許されなところの被害を受けた人々が泣き寝入りをしななければならぬ、こういうことはあり得るのですか。

○高橋(通)政府委員 御指摘の点はよく私理解いたすところでございますけれども、何せ平和条約では明確に請求権が放棄される、そういうふうな約束をいたしておるわけでございますから、日本としてはこの点につきましては請求権を提起するといふことはできない次第でございます。

○大原委員 日本の国内法には軍人や軍属、つまり公務による障害者に対しては、たとへば戦争犯罪者に対しては恩給をやつておりました。これは全部バケツをさげました、あるいは軍の命令でたぐさんの死体運搬をいたしました。焼却もいたしました。これは残留放射能を受けておりました。そういうことでみんなが国の命令で、法律によりまして働いておつたわけですから、軍人軍属といふふうな者だけに国家の保護、生活保障を限定するといふことは、私は不当であると思ひます。これは外務大臣もお考えになつておる通りです。そこで、そういうことを考へてみました際には、被爆を受けましたのは国際法違反、国が請求権を放棄したといふことが明確になりました。そういういたしましたら、今の日本の社会保障の現状といふものは、全部が生きて自由を保持するに該当しないほど水準が低い。救済的な水準といわれている。貧乏を防ぐとか貧乏から立ち上るような法体系ではないといわれている。そういう実情におきましては、

逐次特別立法が出るわけですから、
も、国際法に違反し、そして国が請求
権を放棄したものについてはやはり国
の責任において、人道上の立場に立っ
てその被害について救済すべきであ
る、そういう特別の根拠がある、人道
的な立場、国際法上の立場からそうい
うふうにすべきであると私は確信いた
しますけれども、この点は一つ外務大
臣の方から御所信をお伺いいたした
い。

○藤山國務大臣 国として国際法上の
請求権を放棄した場合に、それがすぐ
に国内的にどういう処置をすることが
適当であろうかという問題について
は、そのときどきの事案によってい
ろいろ違つて参ると考えます。従つて国
際法上放棄したものそのものが、直ち
に国内の立法の上でやれるもの、やれ
ないものというふうな、いろいろ限界
があると思うのであります、そこら
は考へてみなければならぬ問題だと思
います。

○大原委員 私が言っているのは、非
人道的な大量殺戮兵器による被害に対
する人道的な要求を、サンフランシス
コ条約の第十九条によつて国が賠償請
求の中で放棄したのですから、それは
放棄した国がその責任を原則的に持
つ、まるきり国の能力がなくてできな
い場合は別ですけれども、今まで軍人
軍属とか戦犯に対しても軍人恩給を出
している。また南ベトナムには幾三羽
しか被害がないのに賠償金を払おうと
しているじゃないか、これはいろいろ
論争があるようですが……しかるに
そういう国際法に違反した行為に対し
ましては放棄のしつぱなしで、このこ
とを大きく言つたらアメリカに対して

悪いとか、国際的に悪いとかというこ
とで、そして当然国際法上禁止されて
いる兵器を使って、これは大臣がお認
めになったが、被害者に対してはこれ
を放置しておく、そのために就職も結
婚もできない、一生合なしにしている
人がたくさんある。道徳上許されるこ
と、こういうことが人道に許されると
思ひますか。これは政治論ですから外
務大臣にお尋ねいたしたい。

○藤山國務大臣 原爆被害者に対する
諸般の援護措置というふうなものは、
むしろ国家が賠償請求権を放棄してお
ります以上、考へる必要はある。戦争
損害を受けた人全部に対していろいろ
な見地から検討して、そして国がそれ
を認めて何らかの処置をとるもの、あ
るいはとらないものというふうなもの
があり得ると思うのであります。これ
は今申し上げましたように、原爆被害
というものは非常に大きいのでありま
すから、国として当然いろいろな援護
措置をとつてやることは私も必要だ
と考へております。むしろ今日までい
ろいろな措置が国内法的にとられて
いると思うのでありますけれども、そ
れらの問題の詳しいことにつきまして
は、厚生当局その他に伺つてみない
と、私もこの場でもつてどういふ措置
がとられたかということは申し上げか
ねるわけでありませう。

○大原委員 大臣は、国として当然援
護の措置を講ずることは必要であると
思ひ、こういう御見解です。私はおそ
らく政府のどの大臣に聞かされてもそ
うだと思ひ、ただ実情を御理解の上で
閣議やあるいは政府の方針の中でど
れだけ熱意を持つて進めていたか、こ
ういふことであると思ひます。つ

まり私が申し上げましたのは、現在軍
人や軍属や、そういう公務に限つて損
害賠償をいたしておりますけれども、
その他の問題に及ぼさうといたします
と特別立法の根拠が要るわけです。そ
ういたしますと被爆の実相からいつて
も、実際の被害からいつても、法律
的にいいますと、大臣お認めになつ
たように、私は社会保障制度が完全
に確立するまではそういう特別立法と
して逐次援護をしていくべきだ、そう
いう御見解だと思ひます。これは自
民党の諸君であつても、だれであつて
も、当然否定できないことであつて、
これは組織的に論議しなかつたとい
うことはあつても、いまだ否定されたこ
とを聞かないのです。私はこの問題に
ついて大臣が閣議において一つ本日の
審議を通じて御理解いただきました点
を御主張いただけるというふうに確信
をいたしますけれども、この問題に対
する御所見を一つお聞かせいただき
たい。

○藤山國務大臣 大原委員の言われま
した点は、私といたしましては十分理
解するところであります。そういう問
題について政治家として関心を持つて
何らかの方法を定めていくことは必要
であるといふことを、大原委員の御所
見から私も十分了得いたしました次第で
ございます。

○大原委員 くだいようですけれども
も、中曾根長官も、それから渡邊厚生
大臣も、今日までそういう問題につ
いては原則的に御理解になつておりま
す。皆その点についての必要を言つて
おられる。(滝井委員)実行してない
だけだ。(と呼ぶ)今お話がありました
が、実行していないだけであります。

法律的に見ましてもそうです。人道上
からいいますとそうです。法律の、
政治の公平という立場からいいます
と、均衡という点からいいますと、
先ほど申し上げた通りであります。今
後私どもがそういう被害者を一人も作
らない、こういう決意が禁止運動だ
と思ひます。唯一の被害国といたしま
して、日本の政府といたしましては
んたる態度をもつて国内の施策をす
ると同時に、国外に対してそういうき
んたる主張をすべきだ、こういうふう
に考へますけれども、大臣に對しまし
てはこれが最後でありますから、もう
一回決意のほどを聞かしていただき
たい。

○藤山國務大臣 大原委員の御趣旨は
十分理解しております。私も国際
的には原爆禁止を主張する立場から見
ましても当然のことだと思ひるのであ
ります。御趣旨を十分了得した上で今後
問題の扱いを考へて参りたいと思ひま
す。

○永山委員長 本日はこれにて散会し
ます。
午後二時二十四分散会

昭和三十四年十一月二十五日印刷

昭和三十四年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局